

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 4 期）の改正について  
－別紙「政策体系」の変更－

○ 施策目標 X 施策目標 1 - 1

－変更前－

- 1 - 1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること



－変更後－

- 1 - 1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること

－変更理由－

施策目標 1 - 1 の変更について

- 平成 24 年に制定された年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）が平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の 10% への引き上げの日）から施行され、年金生活者支援給付金の初回の支払は平成 31 年 12 月を予定している。
- 年金生活者支援給付金とは、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額（約 78 万円）以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。【年最大 6 万円（月最大 5,000 円）・対象者数 約 790 万人】
- 年金生活者支援給付金は、制度上「公的年金制度」ではないが、
  - ・ 公的年金に上乗せされること
  - ・ 支給対象が 65 歳以上の老齢基礎年金や障害・遺族基礎年金などの公的年金の受給者のうち、要件を満たす者であることを踏まえると、公的年金の政策評価体系に入れ込むことが妥当であるため、「等」を付け加えることとしたい。